## 税制改正一覧

#### 1.民間投資等の促進

#### 住宅ローン税額控除制度

控除対象、控除期間、控除率の拡充措置が、平成13年6月まで延長(半年延長)されました。

平成13年6月まで				平成13年7月以降	
住宅借入金 等年末残高	控除期間・控除率			住宅借入金	控除期間・控除率
	1~6年目	7~11年目	12~15年目	等年末残高	1~6年目
5000万円 以下の部分	1%	0.75%	0.5%	2000万円 以 下の部分	1%
				2000万円超 3000万円以 下 の部分	0.5%

<sup>\*</sup>なお、土地部分のローンに対して控除対象とする住宅ローン控除制度は、平成13年7月以降も引き続きます。

#### 特定情報通信機器の即時償却制度

取得価額100万円未満の特定情報通信機器 (パソコン等)を一括損金算入できる期間が、平成13年3月31日まで延長 (1年延長) されました。

中小企業投資促進税制

中小企業者等が平成13年5月31日までに一定の機械等を取得し、事業の用に供した場合特別償却又は特別控除の適用

中小企業技術基盤強化税制

平成13年3月31日までの間に開始する事業年度の特別税額控除の割合を100分の10とする

# 2.中小企業・ペンチャ-企業の振興

### 特定中小会社の株式譲渡益に対する課税の特例の創設

エンジェル税制の対象となる特定株式を一定の要件のもとに譲渡した場合、譲渡所得等の金額を2分の1として課税する特例が創設されました。

同族会社の留保金課税の特例の創設

設立後10年以内の新事業創出促進法の中小企業者に該当する会社等の留保金課税の免除 その他

#### 3.年金税制

確定拠出型年金制度(仮)に係る税制上の措置 その他

#### 4. 法人関係税制

#### 有価証券の評価方法等

売買目的有価証券の時価評価等

### ソフトウェアの資産区分

### 繰延資産から無形固定資産への変更及び耐用年数の決定

産業活力再生特別措置法に基く設立、増資登記の登録免許税軽減税率措置

- \* 会社分割、連結納税制度は検討段階
- 5 . 社会経済情勢の変化への対応

#### 年少扶養親族に係る扶養控除制度の見直し

年齢16歳未満の扶養親族に係る扶養控除額10万円割増の特例が廃止されました。

相続税の延納の利子税の軽減

平成12年4月1日以後の期間に対応する利子税より

環境・福祉関係

住宅・土地関係

阪神淡路大震災の被災者等に係る特例関係

特定目的会社等に係る税制上の措置

その他

# 6. その他租税特別措置

廃止

縮減等

適用期限の延長

# 7. その他

・青色申告特別控除額の引上げ

不動産所得又は事業所得の青色申告者に関し、青色申告特別控除額が最高45万円から55万円に引き上げられました。

- ・正規の簿記の原則により記録している場合...55万円
- ・簡易な簿記の方法により記録している場合...45万円
- ・国外居住者が相続又は贈与にて取得した国外財産に対する課税
- ・共有物の分割登記の登録免許税の税率